

## 社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、原油・原材料価格の高騰に直面する県内事業者のエネルギーコストの削減を促進し、持続可能な経営構造への転換と2050年度に二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量をゼロにする「2050ゼロカーボン」の実現を図るため、県内事業者が実施する省エネルギー効果の高い設備及び再生可能エネルギー設備の更新並びに新設（以下「更新等」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する事業について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ設備 省エネルギー効果の高い設備をいう。
- (2) 再エネ設備 再生可能エネルギー源を利用するための設備（太陽光発電システム等）をいう。
- (3) 太陽光発電システム 太陽電池モジュール及び太陽電池モジュールにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、県内に所在する別表1に掲げる事業所・施設（以下「事業所等」という。）の設置者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）であって、省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う設備を管理する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 県税の滞納がある者
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所等のエネルギー（電気、ガス等）の使用量を把握することができない者
- (4) 令和7年度補正予算により県が交付する「長野県エネルギーコスト削減助成金（中小企業向け）」「私立学校エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「児童養護施設等におけるエネルギーコスト削減促進事業補助金」、「山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「農業エネルギーコスト削減促進事業補助金」又は「林業エネルギーコスト削減促進事業補助金」に申請した者及び申請する予定がある者。
- (5) その他知事が適当でないとする者

### (交付対象事業等)

第4条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は省エネ設備の更新等を行う事業及び再エネ設備を新設（増設は除く。）する事業とし、申請にあたって次のいずれかのコースを選択するものとする。各コースを申請するための要件は、次の各号に定めるとおりとし、各事業及びコースの補助率等、補助下限額及び補助上限額は別表2に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 基本コース

令和4年度から令和6年度の前条の2第4項記載の交付を受けたことがないこと。

(2) 促進コース 次のいずれの要件も満たすこと。

ア 事業活動温暖化対策計画書（第5次計画期間）を県に提出している又は提出すること（温室効果ガス排出量の目標削減率を9%以上（年平均3%以上）とすること）

イ 長野県SDGs推進企業登録制度における登録を行っている又は行うこと

2 補助事業は、事業所等の単位ごとに実施するものとする。ただし、別表1に掲げる医薬品店舗販売業の許可店舗の場合、店舗設置者の単位ごとに実施するものとする。

3 同一建物内に補助事業を実施する事業所等が複数所在する場合は、当該事業所等のうちのいずれか1つが補助事業を実施するものとする。

(交付対象設備)

第5条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表3に掲げるとおりとする。

2 別表3に掲げる規格以外の省エネ設備及び再エネ設備の更新等を計画している場合は、あらかじめ知事に協議するものとする。

(交付対象経費)

第6条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、知事が適当と認めたものとする。

(1) 設備費（補助対象設備の更新等に係る購入、製造、据付等に必要な経費をいう。）

(2) 工事費（補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事及び設計に必要な経費をいう。）

(3) 処分費（補助対象設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費をいう。ただし、更新前の設備を処分した際に得られた収益は、補助対象経費から控除する。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。

(1) 過剰であるとみなされるもの又は予備若しくは将来に使用するものに要する経費

(2) 中古の設備の導入に係る経費

(3) 諸経費（リース料、保証料等）

(4) 消費税及び地方消費税

(5) 第8条の規定により知事が交付決定を行った日以前に契約締結したものに係る経費

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式第1-1号）
  - (2) 事業実施計画書（様式第1-2号）
  - (3) 対象設備確認書（様式第1-3号）
  - (4) 設備設置承諾書（様式第1-4号）（建物の所有者と設備の設置者が異なる場合に限る。）
  - (5) 確認書（様式第1-5号）
  - (6) 登記事項証明書（設備更新等を行う事業所等の不動産登記）
  - (7) 補助対象経費算定根拠となるもの（見積書、更新等を行う設備のカタログ）
  - (8) 設備更新等を行う建物の平面図、設備更新等の内容がわかる概略図等
  - (9) 設備更新等を行う建物が存する敷地内の配置図
  - (10) 設備更新等を行う建物及び設備の状況が確認できるカラー写真
  - (11) その他知事が必要と認める書類
- 2 申請者は、やむを得ない理由により前項第6号に掲げる書類を提出できない場合は、あらかじめ知事に協議するものとする。
- 3 第1項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して申請しなければならない。

（交付の決定）

第8条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、知事に変更承認の申請を行うこと。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更を除く。
  - ア 補助金の交付の目的に変更をもたらすものでないもの
  - イ 補助金の増額がなく、かつ補助対象経費が20パーセント以上変更しないもの
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認又は指示を受けること。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、定款及び経理規程等に定める手続に基づき適正に行うとともに、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (4) 補助対象経費に関して国その他の団体から重複して本補助金以外の補助金等を受給しないこと。
- (5) 促進コースの助成事業者は、助成事業終了後の令和9年度から令和11年度までの毎年7月末日までに、事業活動温暖化対策計画書制度の定めに従い、事業活動温暖化対策計画書制度ヘルプデスクへ事業活動温暖化対策実施状況等報告書を提出すること。

- (6) 第8条の規定による交付の決定があった日の属する年度から事業活動温暖化対策計画期間の最終年度まで継続して、必要な書類の提出及び現地調査等に応じること。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要綱その他法令及び条例の規定を遵守すること。
- (8) 前条の通知の受領後、県が補助事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

(内容の変更等)

第10条 第9条第1号の規定による承認の申請又は同条第2号の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするとき 事業変更承認申請書(様式第4号)
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき 事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、第8条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

- 2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第8条の通知があった日から20日以内に、交付申請取下届出書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(事前着手)

第12条 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 申請者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき(補助事業の遂行が困難となったときを含む。)は、事業計画遅延等報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、次条第1項の繰越承認申請書を提出した場合は、交付決定日の属する年度における事業計画遅延等報告書の提出を省略することができる。

(繰越承認申請)

第14条 補助事業者は、補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないときは、知事が定める日までに繰越承認申請書(様式第9号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の繰越承認申請書を受領したときは、内容を審査の上、補助事業の翌年度

への繰越しの可否を決定し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

(状況報告等)

第15条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

2 補助事業者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度（第14条第1項の承認を受けた場合は、交付決定日の属する年度の翌年度）の1月8日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

(1) 事業所・施設別精算額一覧（様式第10-1号）

(2) 事業実績報告書（様式第10-2号）

(3) 設備更新等を行った建物及び設備の概要が確認できるカラー写真

(4) 支出が確認できる書類（契約書等の写し、請求書の写し、領収書の写し、銀行等で振込したことが分かる書類等）

(5) 既存設備を撤去した場合には処分が完了したことを証する書類（産業廃棄物管理票（マニフェストD票）の写し、フロン引取証明書の写し（フロン類が含まれる設備を撤去した場合に限る。）及び家電リサイクル券の写し（一般用エアコン又は一般用冷凍・冷蔵庫を撤去した場合に限る。））

(6) 導入した設備の保証書の写し

(7) 長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）第12条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画（以下「事業活動温暖化対策計画」という。）の写し（当該年度が属する特定期間（長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）第4条第1項に規定する特定期間をいう。以下「特定期間」という。）に係るものに限る。）（促進コースに限る。）

(8) 長野県SDGs推進企業登録制度に登録済の場合は登録証の写し、又は申請済であるが登録証がない場合は長野県SDGs推薦企業登録申請書（実施要領様式第1号）の写し（促進コースに限る。）

(9) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において県の会計年度が終了したときは、当該会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第18条 補助事業者は、補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第19条 知事は、第10条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 第21条の規定に違反して承認を受けずに補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合
- (4) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反した場合、又は知事の指示に従わなかった場合

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産の管理)

第20条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（様式第13号）を備え、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間（以下「処分制限期間」という。）内管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第14号）を提出し、承認を得なければならない。

2 知事は、補助事業者が処分制限財産を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(帳簿の整備)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠

となる書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則 (令和4年7月26日4健福政第102号)

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

附 則 (令和4年11月10日一部改正4健福政第190号)

この要綱は、令和4年7月29日から適用する。ただし、別表3中「非常時用照明器具(非常灯・誘導灯)」及び「一般用冷凍・冷蔵庫」のうち令和4年7月29日から令和4年11月10日までに事業に着手したのものについては、第12条の規定は適用しない。

附 則 (令和5年6月16日一部改正5健福政第79号)

この要綱は、令和5年6月16日から適用する。

附 則 (令和5年11月22日一部改正5健福政第202号)

この要綱は、令和5年11月22日から適用する。

附 則 (令和6年1月26日一部改正5健福政第246号)

この要綱は、令和6年1月26日から適用する。

附 則 (令和8年5月20日一部改正 健福政第50号)

- 1 この要綱は、令和8年5月20日から適用する。
- 2 令和8年6月15日から令和8年9月30日までに第7条の規定による交付の申請をしたものについては、第13条ただし書、第14条及び第16条第2項の規定は適用しない。

別表1 (第3条関係)

施設区分	事業所等	
社会福祉施設等	高齢福祉関係	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、短期入所生活介護事業所（単独型に限る）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所（医療みなしを除く）、通所リハビリテーション事業所（医療みなしを除く）、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス及び通所型サービスに限る。）
	障がい福祉関係	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度包括支援事業所、同行援護事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所（単独型に限る）、障害者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労選択支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労定着支援事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、医療型障害児入所施設、自立生活援助事業所、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所
	生活保護関係	救護施設、社会事業授産施設
	医療関係	病院、医科診療所、歯科診療所、助産所、薬局、歯科技工所、施術所
	その他	医薬品店舗販売業の許可店舗（中小企業者等に限る）※ 普通公衆浴場
その他施設	養成所関係	看護師等養成所（保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所）

※中小企業支援法第2条 第1項第1号から第4号で規定する会社、個人事業主等

別表2（第4条関係）

コース	別表3の設備区分	施設区分	補助率等	補助下限額及び上限額
基本コース	省エネ設備及び下記を除く再エネ設備	社会福祉施設等	2/3 以内	1 事業所あたり 補助下限額※ 50 万円 補助上限額 500 万円
		その他施設	1/2 以内	
	発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって50kW 未満に限る、全量売電を除く）	社会福祉施設等 その他施設	定額 （出力 1kW 当たり 4 万円以内）	
促進コース	省エネ設備及び下記を除く再エネ設備	社会福祉施設等 その他施設	3/4 以内	1 事業所あたり 上限 1,500 万円
	発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって50kW 未満に限る、全量売電を除く）		定額 （出力 1kW 当たり 4 万円以内）	

※補助金額が 50 万円を下回る場合は、補助対象外

別表3（第5条関係）

対象設備：既存設備を省エネ効果のある以下の設備へ更新（代替を含む）又は新設したもの

設備区分	設備種別	規格	概要	省エネ性能に関する基準等
空調・換気設備 (更新のみ対象)	業務用エアコン	JIS B 8616 (パッケージエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、空気の循環によって冷房（暖房を兼ねるものを含む。）を行う、主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナ（冷房専用、冷房・暖房兼用及び冷房・電熱装置暖房兼用の総称）であって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを一つ又は二つのキャビネットに収納したもので、空冷式のもの及び水冷式のもののうち、定格冷房標準能力が 56kW 以下のもの。 (リモコン・フード・化粧パネル含む)	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	一般用エアコン	JIS C 9612 (ルームエアコンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、冷房、並びに空気の循環及び除塵を行うルームエアコンディショナ（暖房を兼ねるものを含む。）であり、圧縮式冷凍機・送風機などを一つのキャビネットに内蔵した一体形で定格冷房能力が 10kW 以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを二つのキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に一台の室内機を接続した定格冷房能力が 10kW 以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを三つ以上のキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に二台以上の室内機を接続した定格冷房能力が 28kW 以下のもの。(リモコン・フード・化粧パネル含む)	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	ガスヒートポンプエアコン	JIS B 8627 (ガスヒートポンプ冷暖房機) JRA4069-2020	室内の快適な空気調和を目的として、都市ガス又は液化石油ガスを燃料とするガスエンジンによって、蒸気圧縮冷凍サイクルの圧縮機を駆動し、かつ、暖房時にエンジン排熱を回収利用するヒートポンプ式の冷暖房機であって定格冷房標準能力が 85 kW 以下のもの。	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>

		JRS4058-2017(発電機付)		
	換気装置(熱交換型)	JIS B 8628(全熱交換器)で定める全熱交換器単体又は全熱交換・換気ユニット	居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱(霜取りを除く。)、冷却、加湿又は除湿部を除いた、給気及び排気の間で空気中の熱及び水分の交換を行う、空気対空気の熱交換器を備えたもの。	熱交換率(全熱交換効率)60%以上
	温風暖房機・ジェットヒーター	JIS A 4003(温風暖房機)、JIS B 8416(業務用油だき可搬形ヒータ)	(温風暖房機) 主として暖房に用いる灯油、重油、都市ガス又は液化石油ガスを燃料とする定格暖房能力18.6kW以上のもの。 (業務用油だき可搬形ヒーター) 灯油、軽油又は重油を燃料とし、燃料消費量が0.7kg/h以上9kg/h以下の主として業務用に用いる車輪・持運び用の取っ手などが付いている移動が容易な構造のヒーターであり、据置形でないもの。	最大効率[熱出力又は有効発熱量(kW)/燃料消費量(kW換算)]85%以上
照明設備 (更新のみ対象)	業務用LED照明器具(人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8106(施設用LED照明器具・施設用蛍光灯器具)で定める施設用LED照明器具	施設の全般照明に使用する入力電圧が交流300V以下の差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどの接続器を使用しないで、電源の電線を接続するLED光源を主光源とする照明器具及びライティングダクトに接続するためのプラグをもつライティングダクト用のLED光源を主光源とした照明器具(特殊用照明器具、移動灯器具、道路及び街路照明器具・投光器、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く)	省エネ基準達成率100%以上 <sup>※1</sup>
	一般用LED照明器具(人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8115(家庭用LED照明器具・家庭用蛍光灯器具)で定める家庭用LED照明器具	主として家庭で用いる入力電圧が交流100Vの電源に差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどによって容易に接続できるLED光源を主光源とする照明器具(防水照明器具、移動灯器具、電球形LEDランプを使用した照明器具を除く)	省エネ基準達成率100%以上 <sup>※1</sup>

	非常時用照明器具 (非常灯・誘導灯)	JIL 5501 (一般社団法人日本照明工業会) に基づき適合と評定された LED 光源を使用する非常灯、 JIL 5502 (一般社団法人日本照明工業会) に基づき適合と認定された LED 光源を使用する誘導灯	(非常灯) 火災などの災害発生による停電の場合に避難経路を照明するための全般照明用の非常時用照明器具 (誘導灯) 常用点灯モードの間及び火災などの災害発生による停電の際に避難口又はそれへの通路を表示するための非常時用照明器具 ただし、法令 (建築基準法・消防法等) に適合するものに限る。	更新前と比較して定格消費電力 (W) の改善が見込まれること
冷蔵・冷凍設備 (更新のみ対象)	業務用冷蔵・冷凍庫	JIS B 8630 (業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫—特性及び試験方法) で定める業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積 2,000L 以下で汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 (電気以外のエネルギー源で作動する業務用冷却機器を除く)	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>**1</sup>
	一般用冷蔵・冷凍庫	JIS C 9607 (電気冷蔵庫及び電気冷凍庫) で定める家庭用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	圧縮式冷凍機と貯蔵室とで構成する箱体を一体とした定格内容積 800L 以下の家庭用電気冷蔵庫及び定格内容積 600L 以下の家庭用電気冷凍庫	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>**1</sup>
	冷凍・冷蔵ショーケース	JIS B 8631-1 (冷凍・冷蔵ショーケース—第 1 部:用語)	食品の販売及び陳列のために収容した冷蔵又は冷凍食品を規定の温度範囲内に維持することができる、冷凍・冷蔵システムで冷却されたショーケース (冷凍・冷蔵自動販売機、移動販売若しくは類似の非小売り用として意図したショーケースを除く)	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>**1</sup>

		で定める冷凍・冷蔵ショーケース		
	冷凍・冷蔵ユニットクーラ	JIS B 8626 (冷凍用ユニットクーラ-冷凍能力試験方法) で定めるユニットクーラであり、冷凍用のもの	冷媒液・ガス熱交換器付きを含む、冷却管内で冷媒を蒸発させて管外空気を冷却する工場組立ユニットで、空気を強制循環させる送風機をもつ冷凍用又は冷蔵のユニットクーラ	冷却能力 (kW) / 消費電力 (kW) 20.0 以上 (標準定格試験条件)
	コンデンシングユニット	JIS B 8623 (コンデンシングユニットの試験方法)、JRA 4019 (コンデンシングユニット) で定めるコンデンシングユニット	不活性のフルオロカーボン (非共沸混合冷媒を含む。) 及び CO2 を冷媒として用いる容積形圧縮機、凝縮器又はガスクーラ及び附属機器 (受液器など) から成るコンデンシングユニット (ルームエアコンディショナや自動車用エアコンディショナのような、あらかじめ特定の蒸発装置と組み合わせて使用するコンデンシングユニットを除く)	冷凍能力 (kW) / 消費電力 (kW) 80% 以上
エネルギー管理設備 (新設のみ対象)	エネルギーマネジメントシステム	計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム (EMS)	見える化機能の実現及びエネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測、電力・ガスその他エネルギーを含め1か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量を統一単位 (原油換算 kL) で閲覧、運用改善に資するデータを表示・確認、エネルギー管理支援サービスに必要な制御、省エネルギー更新設備や他既存設備に対し自動でエネルギーを削減する制御、EMSによる制御効果を把握するために必要な制御ログ等を取得・保存を行えるもの。	原油換算省エネルギー量 (kL) 3% 以上削減 (新設の場合は、一般的な標準値と比較)
	凍結防止ヒーター用節電器	凍結防止ヒーターの消費電力を低減させるための節電器	給水配管等の凍結防止に用いる発熱部を備えたヒーターの消費電力を低減させるため、ヒーターと電源の間に接続し、温度制御技術等を用いてヒーター温度を一定に制御するもの。	消費電力量 (kWh) 50% 以上削減

E V用充電器 (新設のみ対象)	充電器	JIS D 0115 電気自動車用語 IEC01851(充電器)	電気自動車の電池に電気エネルギーを供給する装置(ただし、車両、電動機・制御装置及び電池に関するものを除く。)	
恒温設備 (更新のみ対象)	チラー(冷却水循環装置)	JIS B 8613(ウォータチリングユニット)、JRA 4066(ウォータチリングユニット)	容積形電動圧縮機・蒸発器・凝縮器などによって冷凍サイクルを構成し、水の冷却又は加熱を行うウォータチリングユニット、水又はブライン(不凍液)を用いる空気調和用に供するもの以外のチリングユニットを含むもの。	定格冷暖房能力(kW)/定格消費電力(kW)2.0以上
	一般・業務用ヒートポンプ式給湯器	JIS C 9220(家庭用ヒートポンプ給湯機)、JRA 4060(業務用ヒートポンプ給湯機)	(家庭用ヒートポンプ給湯機) 主に家庭における入浴・洗面などに用いる温水の供給設備用に設計・製造した給湯機であって、二酸化炭素(CO2)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を冷媒として用いた電動圧縮式・空気熱源方式のヒートポンプ・貯湯タンク・制御機器・リモコンなどで構成する家庭用ヒートポンプ給湯機 (業務用ヒートポンプ給湯機) 業務用建物における洗面・入浴・洗浄など衛生用途に用いる給湯設備のために設計・製造された給湯機であって、二酸化炭素(CO2)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を冷媒として用いた電動圧縮式ヒートポンプ方式のもの。	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	潜熱回収型給湯器(ガス・石油)	JIS S 2109(家庭用ガス温水機器)	燃焼ガスの顕熱を回収する熱交換及び燃焼ガス中の水蒸気が持つ潜熱を回収するための熱交換器を有するもの。	性能基準給湯熱効率(定格)が94%以上(高位発熱量基準) 省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	高性能ボイラ	JIS B 8201(陸用鋼製ボイラー構造)、JIS B 8203(鋳鉄ボイラー構造)及びJIS B 8222(陸	(陸用ボイラ) 火炎・燃焼ガス・その他の高温ガスによって、蒸気又は温水を発生させるものであり、陸用鋼製・鋳鉄製の蒸気ボイラ及び温水ボイラ(陸用ボイラ)並びに附属設備	ボイラ効率 90%以上

		用ボイラー熱勘定方式)で定める陸用ボイラー、 JIS B 8417(真空式温水発生機)、HA-008 (真空式温水発生機)、JIS B 8418(無圧式温水発生機)、HA-010(無圧式温水発生機)	及び附属品(車両用及び移動式のもの、電気ボイラー及び油だき温水ボイラー等を除く) (真空式温水発生機・無圧式温水発生機) 灯油・A 重油・都市ガス又は液化石油ガスを燃料とし、定格出力が 46.5kW 以上のもので、主として、給湯、暖房及び循環加温などに用いる真空式温水発生機又は無圧式温水発生機(付属設備及び付属品を含む)	
熱電併給設備 (更新のみ対象)	高効率コージェネレーション	JIS B 8123(コージェネレーションシステム用語)で定めるコージェネレーションシステム	単一又は複数のエネルギー資源から、電力及び/又は動力並びに有効な熱を同時に発生させ、供給及び利用するシステムであり、主要機器としてコージェネレーションユニット(原動機・発電機・排熱回収装置などからなる装置)、系統連系装置、排熱利用装置などからなるもの。	総合効率 75%以上 又は発電効率 30%以上
電気制御設備 (更新のみ対象)	変圧器	JIS C 4304(配電用 6 k V 油入変圧器)、 JIS C 4306(配電用 6 k V モールド変圧器)	(配電用 6 k V 油入変圧器) 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧 6 kV から使用機器に合わせて 600V 以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置する油入変圧器であり、単相 10kVA 以上 500kVA 以下及び三相 20kVA 以上 2,000kVA 以下、定格周波数は 50Hz 又は 60Hz のもの。 (配電用 6 k V モールド変圧器) 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧 6 kV から使用機器に合わせて 600V 以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置するモールド変圧器であり、	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>

			屋内用自冷式のもの。(単相 10kVA 以上 500kVA 以下及び三相 20kVA 以上 2,000kVA 以下、定格周波数は 50Hz 又は 60Hz)	
	産業用モータ	JIS C 4034 (回転電気機械) で定める電動機から構成されるモータ単体、ポンプ、送風機、圧縮機であり、インバータ制御の機能を有するもの	車両用回転電気機械を除く各種の電動機であり、インバータ制御の機能を有するモータ単体、ポンプ、送風機及び圧縮機	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
加熱設備 (更新のみ対象)	工業炉	JIS B 8415 (工業用燃焼炉の安全通則) で定める工業用燃焼炉及び関連装置、JIS B 8420 (抵抗加熱炉の安全通則) で定める抵抗加熱炉	(工業用燃焼炉及び関連装置) 冶金・金属加工プラントにおける設備、ガラス製造プラントにおける設備、セラミック製造プラントにおける設備及びセメント・焼石灰・石こう製造プラントにおける設備の産業分野において、ガス燃料及び液体燃料で加熱される工業用燃焼炉及び関連装置 (燃焼室、燃焼及び燃料取扱システム、プロテクティブシステム、制御及び計測システムで構成されるもの) (抵抗加熱炉) 直流電圧又は周波数 60Hz 以下の単相若しくは三相交流電圧で作動する発熱体で加熱される間接式抵抗加熱炉及び被加熱物又は加熱される流体内に設置された電極から被加熱物に直接通電することによって加熱される直接式抵抗加熱炉であり、電圧適用範囲が交流 1,000V 以下、直流 1,500V 以下のもの。(材料の搬送装置、扉開閉装置、加熱装置、制御装置などの機械類及び電気機器で構成されるもの)	炉効率 25%以上 [連続式] 炉効率 15%以上 [バッチ式]
生産設備 (更新のみ対象)	工作機械	JIS B 0105 (工作機械—名称に関する用	(旋盤)	生産性の向上に資するものの指標 [エネ

		<p>語) で定める旋盤及びターニングセンタ、マシニングセンタ、レーザ加工機、フライス盤、研削盤、歯切り盤及び歯車仕上げ盤、放電加工機であり、数値制御の機能を有するもの</p>	<p>工作物を回転させ、主としてバイトなどの静止工具を使用して、外丸削り、中ぐり、突切り、正面削り、ねじ切りなどの切削加工を数値制御で行うもの。</p> <p>(ターニングセンタ)</p> <p>回転工具主軸、割出し可能な工作主軸及びタレット又は工具マガジンを備え、加工プログラムに従って工具を自動交換できる数値制御工作機械</p> <p>(マシニングセンタ)</p> <p>主として回転工具を使用し、フライス削り、中ぐり、穴あけ及びねじ立てを含む複数の切削加工ができ、かつ、加工プログラムに従って工具を自動交換できる数値制御工作機械</p> <p>(レーザ加工機)</p> <p>レーザのエネルギーを利用して切断、穴あけ、又は焼入れする数値制御の工作機械</p> <p>(フライス盤)</p> <p>フライスを使用して、平面削り、溝削りなどの加工を数値制御で行うもの。</p> <p>(研削盤)</p> <p>といし車を使用して工作物を研削する数値制御の工作機械</p> <p>(歯切り盤)</p> <p>歯切工具を使用して、主として歯車の歯切りを行う数値制御の工作機械</p> <p>(歯車仕上げ盤)</p> <p>歯切りを行った歯車に、研削以外の方法で歯面の仕上げを行う数値制御の工作機械</p> <p>(放電加工機)</p>	<p>ルギー効率、生産効率：同一生産量を製造した際にエネルギー使用量が削減されるもの]が更新前の設備と比較して年平均1%以上(又は10%以上)向上していること</p>
--	--	--	--	---

			<p>工作物と電極との間の放電現象を利用して、除去加工を行う数値制御の工作機械</p>	
プラスチック加工機械	JIS B 8650（プラスチック加工機械－用語）で定める射出成型機・押出成型機・ブロー成型機又は、真空・圧空成型機	<p>（射出成型機）</p> <p>成形材料の供給、加熱可塑性、金型への射出、冷却固化、型開き、成形品突出し、型閉じの一連の作動を行うプラスチック加工機械（型締装置、射出装置、駆動装置及び制御装置からなるもの）</p> <p>（押出成型機）</p> <p>バレル内において、回転するスクリーによって成形材料を移動させながら可塑性・混練し、定量で押し出すプラスチック加工機械（押出機、成形装置、ラミネート加工装置、被覆装置、巻取装置及び関連付帯装置からなるもの）</p> <p>（ブロー成型機）</p> <p>押出機、射出装置などによって熔融・形成されたパリソン又はプリフォームを金型内に挟み込み、その内側に気体を吹き込み、その圧力で金型の内面にパリソン又はプリフォームの外表面を押しつけて中空体を成形するプラスチック加工機械</p> <p>（真空・圧空成型機）</p> <p>プラスチックのフィルム、シート、プレート等を加熱軟化、型にセットし、型との間を真空にする又は圧縮空気によって型に密着させて形を整え、冷却して成形するプラスチック加工機械</p>		
印刷機械	一般社団法人日本印刷産業連合会：印刷機械用語（印刷機械）	<p>一般的に原稿から版をつくり、これにインキを供給し、形成された像を版から直接あるいはゴム胴などをもちい間接的に紙などの被印刷物に圧力によって転移させることを担う装置であり、有版印刷機、産業用デジタル印刷機（電子写真印刷機、インクジェット印刷機）に該当するもの。</p>		

	ダイカストマシン	一般社団法人日本ダイカスト協会：用語編（ダイカストマシン）	金型を締め付け、また、開くための型締部、溶湯を金型内に圧入するための射出部、製品を金型から押し出すための装置を備え、さらに、これらを作動、もしくは制御するための油圧装置、電気装置などをもつ鑄造機械	
	プレス機械	JIS B 0111（プレス機械－用語）で定めるサーボプレス（機械・液圧）、プレスブレーキ（機械式・液圧・油圧）、パンチングプレス（タレット・シングルパンチプレス）	<p>（機械サーボプレス）</p> <p>サーボモータの動力をクランクなどの回転式機構又はボールねじなどの直動式機構によってスライドに伝達する構造の機械プレス</p> <p>（液圧サーボプレス）</p> <p>サーボシステムによって制御された液圧でスライドを駆動する液圧プレス</p> <p>（機械式プレスブレーキ）</p> <p>主として、長板の曲げに使用する構造をもつクランク機構が2組あるプレスであり、スライドを機械式機構によって駆動するプレスブレーキ</p> <p>（液圧プレスブレーキ）</p> <p>スライドを液圧によって駆動するプレスブレーキ</p> <p>（油圧プレスブレーキ）</p> <p>主として長板の曲げに使用する構造をもつ油圧プレスブレーキ</p> <p>（タレットパンチプレス）</p> <p>形状の異なる多数の金型を円状に配置し、任意の金型をスライド下部に回転させ、素材の所定の位置に所定の打抜き作業ができ、金型搭載及び選択にタレットディスクを使用したプレス機械</p> <p>（シングルパンチプレス）</p> <p>形状の異なる多数の金型を、別置き金型マガジンに収納し、任意の金型をプレスに載せ、把持し、素材の所定の位置に所定の打抜き作業ができ、金型交換装置を使用したプレス機械</p>	生産性の向上に資するものの指標[エネルギー効率、生産効率：同一生産量を製造した際にエネルギー使用量が削減されるもの]が更新前の設備と比較して年平均1%以上（又は10%以上）向上していること

建物付属設備（更新のみ対象）	断熱ガラス及びサッシ（更新のみ対象。通常のガラス及びサッシを断熱ガラス及びサッシへ変更することも更新に含む）	JIS R 3209（複層ガラス）、JIS R 3225（真空ガラス）、JIS A 4706（サッシ）	建築物の外壁の窓として使用する木製、樹脂製、アルミ木複合製、アルミ樹脂複合製のサッシ（天窗、玄関、勝手口ドアは除く。）であり、複層ガラス（ガラスが2枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。）又は真空ガラスを有する（窓用サッシの付属品を除く。）もの。建築物の窓として使用する複層ガラス単体（ガラスが2枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。）、真空ガラス単体を含む。	更新前と比較して熱貫流率（W/m <sup>2</sup> ・K）の改善が見込まれること
建物付属設備（新設のみ対象）	風除室	JIS A 4702（ドアセット）、JIS A 4706（サッシ） JISH4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）	主として建築物の外壁面及び屋内隔壁の出入口として用いる手動開閉操作を行うスイング及びスライディングのドアセット及びサッシ、各種板ガラス又はポリカーボネート板、アルミ樹脂複合板によって構成され、緩衝空間（バッファゾーン）により、風や雪などを避けることで内外の温度差の縮小効果を目指すことを目的に、玄関外側に設置する前室	
	カーポート（屋根）	JIS A 6604（金属製簡易車庫用構成材）で定める簡易車庫 JISH4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）、及び JIS 規格に定める屋根材	凍結や日射熱の影響を軽減し、アイドリング時間削減による燃費向上、CO <sub>2</sub> 排出量削減の効果を目指すことを目的として設置するもので、屋根及び柱で構成され、壁のない簡易的な駐車施設	
建物付属設備（更新・新設対象）	エントランスドア	JIS A 4702（ドアセット）、JIS A 4706（サッシ）	主として建築物の外壁面及び屋内隔壁の出入口として用いる手動開閉操作を行うスイング及びスライディングのドアセット及びサッシによって構成される玄関ドア	更新の場合は、更新前と比較して熱貫流率（W/m <sup>2</sup> ・K）の改善が見込まれること

<p>発電設備<sup>※2</sup> (新設・更新いずれも対象。軽油・ガソリン・ガス等利用設備を除く)</p>	<p>太陽光パネル及び付属設備</p>	<p>JIS C 8960 (太陽光発電用語) 及び JIS C 8905 (独立形太陽光発電システム通則) で定める独立形太陽光発電システム又は系統連系形太陽光発電システム</p>	<p>(独立形太陽光発電システム) 商用電力系統から独立して電力を供給するものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置 (太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置)  (系統連系形太陽光発電システム) 商用電力系統に接続し、電力の送出及び受取を行うものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置 (太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置)</p>	<p>太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の出力が 1 kW 以上 50 kW 未満に限る。 なお、過積載率 (系統ごとの太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値 ÷ パワーコンディショナの定格出力 × 100) は 100% 以上とすること。</p>
<p>再エネ設備 (新設のみ (増設を除く))</p>	<p>木質バイオマスエネルギー利用設備</p>	<p>木質チップ、木質ペレット、薪等を燃料とするストーブ、ボイラ及び必要な付帯設備</p>	<p>木質バイオマス燃料とする熱利用を目的とした施設の整備であり、補助対象事業費が 500 万円未満のものであること。なお、燃料とする木質バイオマスについては、長野県内で生産されたものの使用に努めること。</p>	

※1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく、省エネ基準 (トップランナー制度) がない場合は、エネルギー効率 (通年エネルギー消費効率: A P F、固有エネルギー消費効率: 発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等) が更新前の設備より高くなっていること。

※2 主に自家消費 (自家消費の電力量が電力小売事業者等へ売電した電力量より多いことをいう。) のために設置するものであり、自社の既存建物等への設置かつ、事業用として明確に使用する場合のみ対象とする。